

## 道徳的権利と人権の理論を授業に活かすために ～デイビッド・セルビーとアマルティア・センを参考に～

金沢 はるえ

### 1. 中学校学習指導要領と解説に見られる人権

中学校社会科の新学習指導要領は、人権について、公民的分野C 私たちと政治の(1)「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」において、「対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して…指導する」ことを目標としている。これについて、その『解説』は、「現代の社会生活において、人間の生き方が問われ、豊かな人間性を育てることが基本的な課題として重視されているが、その際、人間の尊重を核心とする基本的人権の理念は最もすぐれた具体的な指針となる」と述べている<sup>1)</sup>。そして、「個人の尊重と法の支配、民主主義など、法に基づく民主政治の基本となる考え方に关する理解を基に、…例えば、人間の尊重とはどういうことか、それはどのような方法で実現できるのか、といった問いを設け、それらの課題を追究したり解決したりする活動を通して、日本国憲法の基本的な考え方及び我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について理解を深めることを主なねらい」とし、また「日本国憲法の基本的原則を具体的な生活との関わりから学習させ、自由・権利と責任・義務との関係を社会生活の基本として広い視野から正しく認識させる」ことを求めている。

「人間の尊重」が具体的にどのようなことを意味するのか、特にそれを生活と関わらせて理解させることは、きわめて重要である。また「自由・権利と責任・義務との関係」を広い視野から正しく認識させることも大切であるとともに難しいことである。しかし、学習指導要領とその解説では、これの手がかりとなるような具体的な事例が挙げられていない。

本稿では、デイビッド・セルビーとアマルティア・センの理論を基に、権利や人権の意味について日常生活を事例として考察し、その意味・理念を深く考えさせるような授業展開のあり方を紹介していきたい。

### 2. デイビッド・セルビーによる権利の定義

そもそも権利とはどのようなものであろうか？人権・グローバル教育の第一人者であるデイビッド・セルビーは、権利を英語で「rights」というように、「正しい」という意味を入れて権利をこう説明する。「自分がある物を所有し、またあることを行う資格を、公正かつ正当だと認知しあるいは主張する」ものが権利であり、「権利とは、われわれをこのように資格づけるあるもの」である<sup>2)</sup>。つまり要求が正当な要求であると互いに認知されていることから、その権利は主張・行使されるのである。

しかし一般的には、この公正や正当という条件を省いて、単に資格のみを取り上げて説明され、例えば文科省の小学校向け道徳教材では、権利を「ある物事を、自分の意思によって自由に行ったり、他人に要求したりすることのできる資格や能力」、と説明している<sup>3)</sup>。

重要なことは、社会生活で権利が語られる状況というのは、個人の間には何らかの力関係が一時的に現れることを意味する。それは、一方が何かを要求し、相手はそれを正当と認めてその要求に従う状況である。先の道徳のような一般説明では、こうした不均衡で時にわがままな状

況でも資格があると思われかねない。したがって、社会科において権利を扱う場合には、「正当な要求」の要素を入れて説明することがきわめて重要でなる。

こうした、権利が公正かつ正当だと認知しあるいは主張する教材として、ユニセフの「欲しいものと必要なもの」がある<sup>4)</sup>。内容と手順は、市が提供してくれる、欲しいものと必要なものの20枚のカードがあるが(必要ならさらに自分が欲しいものを4つ加えることができる)、市が財政難になり8枚のカードを削らなければならなくなったと伝え、消してもらおう。そしてしばらくして、さらに8枚のカードを消し、最後に残ったカードを発表してもらおう。そして残ったカードは欲しいものと必要なもののどちらが多いか問う。さらに参加者が認める場合はよいが、認めない場合はなぜ自分の主張が正当であるかの理由を説明し、その内容が承認されるかを参加者で検討する。最後に、「権利とは何か」を自分の言葉でまとめてもよいであろう。

つまり権利とは、自分がある物を所有し、またあることを行う資格を、自分の所属するグループや共同体に、公正かつ正当だと認めてもらうことで成り立つのである。

### 3. デイビッド・セルビーの道徳的権利の理論

さらにセルビーは、権利には、「法的権利」と、「道徳的権利」があると捉えている。

「法的権利」は、国の法律で規定された権利であり、権利が侵害された場合は裁判所に訴えることができる権利である。また「道徳的権利」とは、公正や正義の一般原則(道理)に基づいて主張される権利であり、例えば、家族の者が家庭に影響を及ぼすようなことを決める時は両親に相談があつてしかるべきという道理からくる権利である。

道徳的権利には、例えば教員が社会で果たしている役割や地位からくる、学習上・道徳上の向上について助言指導を行う権利や、例えば本の執筆という自分の労働からもたらされた権利である著作権なども含まれる。日本の授業では、日本国憲法で規定された「法的権利」について教えられることが多いと思われるので、ここでは「道徳的権利」の教材について紹介する。

ユニセフの「対立する権利に関するマンガ」では、「法的権利」ではなく、身近な生活の中の「道徳的権利」の対立を解決するものがある<sup>5)</sup>。1つめは、明日テストがあり勉強したい妹と、音楽を聞きたい兄の道徳的権利の対立、2つめは、グループで町に役立つことをしようと夜外出しようとする息子と、危ないからと止めようとする母親の道徳的権利の対立、である。その解決策を残りの4コマで絵や吹き出しのセリフを使って考えさせる。この場合、時間や空間による合理的な問題解決を考えることも可能であるが、例えば兄妹や親子などの主張や立場の違いなどの身近な事例から、納得ができるような公正や正義の一般原則(道理)に基づいて解決策を考えることが重要である。「法的権利」を考えさせる場合は、国などを相手取る裁判の事例を取り上げることが多いと思われるが、学習指導要領解説が述べるように、現代の社会生活において日常の具体的な事例を取り上げ、「道徳的権利」の問題として扱うことで、豊かな人間性を育てることが重要であろう。

### 4. デイビッド・セルビーの権利の衝突と人権の理論

セルビーは、「道徳的権利」には、「基礎的な人権」のような普遍的なものと、一定の立場の者にだけ認められるものがあるという。「基礎的な人権」の場合には権利を侵すことはできないが、一定の立場の者にだけ認められる道徳的権利は、私たちの持っている多くの権利がその十全な行使を制限されている、と捉える。

例えばセルビーは、自分の行きたいところに行ける「移動の自由」は、誰の土地でも突っ切ったり、他人の家に無制限に立ち入ることはできるか、また、意見を持ちそれを「表現する自由」、自分の言いたいことを言い、書き、出版する権利は、他の人について侮辱的で悪質な虚偽の事実を述べたり書いたりすることを許すかと問い、答えは「ノー」であると述べている。その根拠は、以下の通りである。

望むままに往来する私の自由は、実際には、その土地の持ち主のプライバシーの権利や財産権によって制約されている。望むままに発言したり書いたりする私の自由も、他の人の名誉や世評を害されない権利によって制約されている。口頭や文書での名誉毀損について定めた法律は、被害者が裁判所に私を訴え出ることを可能にしている<sup>6)</sup>。

つまり、私たちが主張する自由を守る諸権利は、多かれ少なかれ、ある程度お互いに相殺し合うので、実際には、無制限にその権利を行使することはできない。セルビーは、「自分のしたいことをする自由という、つまりわれわれの能動的権利と、有害で不快なことから免れる自由という、われわれの受動的権利とのあいだに均衡が保たれるようにしなければならない」と、権利が行使されうる範囲やバランスを決めることが重要であると述べている。

「権利の衝突」の教材は、同じくユニセフの「対立する権利に関するマンガ」の3つめを挙げることができる<sup>7)</sup>。ここでは、大気汚染をしている工場と、親が子の工場で働いているが健康に生活したい子どもたちの権利が対立するが、先と同様にその解決策を残りの4コマで絵や吹き出しのセリフを使って考えさせる。生徒たちが考えた解決策には、大気汚染の客観的な数値を計測したり削減する装置を取り付けたりする技術的な解決、親の労働者としての権利の行使や子ども自らが署名を集めたりする政治的解決、行政に相談し公害規制の法律を調べたり、裁判に訴えたりする法的解決などがあつた。

企業・工場には経済活動の自由があるが、その地域の中で製造などを行う以上、住民や子どもの健康に生活する権利を考慮し、無制限にその権利を行使することはできない。お互いの立場からくる違いによる、能動的権利と有害で不快なことから免れる自由という受動的権利とのあいだに均衡が保たれるよう、調整・合意をするような問題解決の力をつけることが必要だと思われる。

さらにこの章のはじめに、セルビーが「道徳的権利」には、一定の立場の者にだけ認められるものと、「基礎的な人権」のようなものと述べたが、後者が普遍的な権利に相当する「人権」であり、次のように定義される。

さらに進んだ、より高次の道徳的な権利がある。それはいつでも、どのような立場にある、どのような人たちにもあてはまる権利である…人権は、人間でありさえすれば、世界中の誰もが保有し、性別、人種、皮膚の色、言語、国民的出身、年齢、階級、宗教的・政治的信条にかかわらず、等しく持つのである<sup>8)</sup>。

セルビーの権利の衝突と人権の理論を活かすには、正当な要求と認められた人権の位置づけを理解し、生徒が様々な権利の対立の場面や権利侵害にあつた時、どのような意味で正当であるかをきちんと言え、訴える力を付けていくことが必要であるだろう。

## 5. アマルティア・センの倫理的な原動力としての人権

セルビーが人権を普遍的でより高次の道徳的権利だと捉えた、と同じ考え方で、インドの経済学者・哲学者でノーベル経済学賞を受賞し、国連の人間開発指標・人間の安全保障を考案したアマルティア・センは、「人権を定義づける理論」の中で次のように述べる。

「人権の宣言とは「倫理的な要求」の表明とみなすべきであり、一般に考えられているような、法的な主張ではない」。そしてセンは、アメリカの独立宣言、フランスの人権宣言、また世界人権宣言などに触れ、人権の宣言は「倫理的な要求」の表明であり、「倫理的な権利の概念が新しい法律の基礎となりうる、そして現実にもしばしばそうになってきたことに関しては疑う余地がなく、…それどころかこれこそが人権の重要な使い道である」と述べている<sup>9)</sup>。これはどういうことであろうか？

例を挙げれば、神によって与えられたと考えられた人権は「奪うことのできない権利」として18世紀の人権宣言に盛り込まれたが、やがて現実に存在する国家が制定した実定法と衝突するようになり、19世紀後半になると国家の与えた国民の基本的権利として位置付けられるようになった。しかし、そうしたものであっても、様々な権利を国民が持つのが当然であるということが常識となり、選挙権がより多くの男性に認められ、さらに女性にも広がったように、人権の考え、つまり「倫理的な要求」の表明が新しい法律の基礎となり、19世紀以降の民主主義や社会における平等の広がりを推進してきた。

このように歴史を概観する中で、アメリカの独立宣言、フランスの人権宣言また世界人権宣言などを分析し、「倫理的な要求」の表明つまり、倫理的な権利の概念が新しい法律の基礎となり、現実を動かしてきたことを実際に検証してみると、また例えば日本国憲法の25条は生活保護法などの法律となり、その時代に見合う国民の「健康で文化的な最低限度の生活」を支える力となっていることを理解することなどが、センの理論を授業に活かすことにつながるだろう。

このように倫理的な原動力としての人権は建設的に使われ、社会をより民主的なものにする法律制定を促してきたが、センは人権はそれにとどまらず、いくつもの異なった方法で利用するという。例えば、NGOで人権の監視行動をしているヒューマン・ライツ・ウォッチや死刑廃止を訴えているアムネスティ・インターナショナル、国を超え人びとの命を救う国境なき医師団の活動、また市民が政府・企業などに政策提言をするアドボカシー運動なども、人権に対する積極的な支援であり、立法化されるかどうかに関わらず、活動そのものが人権として認められた権利を効果的に浸透させるうえで役立っている。また「マスメディア」で取り上げたり批判したり、あるいは、「公共的討議」や「キャンペーン」などの別の方法でも、変化はもたらされ、必ずしも法律に拠らなくても影響力を持つ。さらに言論の自由の侵害で苦しんでいる人をなくすためにもむやみに刑罰で取り締まるのではなく、例えば、礼儀正しさや社会的行動に関する「教育」や「公共的討議」で人権保護にたいする理解を含め浸透させるなどの方法で追求することもできるであろう。

まとめると、人権は「倫理・道徳的権利」として、人権を社会において確保していくための様々な新しい法律の制定を促進しており、人権の一般的な倫理的地位に正当な実態と理想を与えている。さらに法律や行政ではすぐに対応できない人々を支援し救う様々な運動の原動力ともなっている。センの考えを授業に活かすには、憲法で示された権利が現実にどのように法律化され人々を救っているかという様々な事例を調べたり、まだ法制化されていなくても、法律

制定以外の人権に対する積極的な支援方法や NGO・NPO の活動によって人々が救われ励まされている事例を調べることができるだろう。そうした中で現実の人権支援の広がりを実感したり、まだ支援が行われていない事例も見つけることもできるかもしれない。さらに調べた事例を発表したり、新聞や人権向上のためのポスターの作成、SNS などに投稿してみるのもいいかもしれない。憲法を覚えるだけでなく、人権が新しい法律や運動の原動力としてダイナミックに歴史や現代の社会に影響を与えてきたことを理解し、またその世界に自分も参加し意見を表明・発信していくことも大切である。

## 6. アマルティア・センの人権の背後にある自由の重要性

そもそも人権の宣言の重要性についてセンは、まず考えるべき点は、背後にある人間の自由の重要性であると主張する。なぜなら「人権の宣言は、すべての人に自由の意義に適切な関心を払う必要があることを倫理的に肯定するもの」だからである。先に文科省の小学校向け道徳教材が権利を「ある物事を、自分の意思によって自由に行ったり、他人に要求したりすることのできる資格や能力」と捉えていると述べたが、自由は、自身の権利や自由を要求したり主張するだけのものではないのである。

では自身の自由が、他者の自由の意義にも適切な関心を払う必要はどこから生じるのだろうか？

センは「人権を定義づける理論」の中で、「権利」とは要求(特に、違いをもたらさしめる立場にいる他の人びとへの要求)を含むものだが、「自由」の方はもともとは、人間の状態を表わすと言い、次のように続ける。

(功利主義者のように) 効用に注目するのではなく、人間としてふさわしい条件としての自由の重要性に注意を傾けることから始めれば、私たちは自らの権利と自由をたたえるだけでなく、他の人々の重要な自由に関心を向けることにも、行動を起こす理由を見いだせるようになります。

…ある自由が人権の一部とみなされるには、他の人びとが多くの関心をもち、その自由を促進するために何ができるかを、当然考えるようになる必要があります。その自由はまた、こうした関心をいただくことによって、他の人びとが実質的に変化を起こせる可能性があるという条件も満たす必要があります<sup>10)</sup>。

つまり、自由の重要性は、自身の権利や自由を要求したり主張するだけでなく、人間にふさわしい状態・条件として、他者の自由や権利に関心を持つための根本的な理由であり、それは功利主義者が主張する要求や欲望充足をさらに超えて重要であり、人権を背後から支えるものなのである。

そして自由にはさまざまな自由があるが、他者の自由にも適切な関心を払う必要がある重要な自由とは、人びとが正当だと思い、多くの関心をもつのが当然と思われる自由＝人権のことである。

では次のうち、他者の自由や権利に真剣な関心を払う理由があると思われる自由はどれだろうか？センは例を挙げて、次の四つの自由を挙げている。

①人が暴行を受けずにすむ自由、②健康上の深刻な問題に関して医療を受けられる自由、③嫌っている隣人からしょっちゅう呼び出されない自由、④静かな日々を送る自由

センの人権の理論を考えさせるため、この四つの自由のうち、他者の自由や権利に関心を持

つべき重要性のある自由を、生徒に聞きまたその理由を問うのもいいかもしれない。

センは、①と②であれば、人権の対象としてふさわしいと主張しても見当違いではない。しかし、③は一般に社会的な意義の範囲を超えてしまい、人権として認められるほど重要でなく、④も本人にとってはとても重要なことかもしれないが、内面的なことで他人が影響を及ぼしにくいので人権にふさわしい対象にはならないと答えている。

自由にはさまざまな自由がありその重要性は異なるが、ある自由が人権の一部とみなされるには、我々が他者の自由や権利に真剣な関心を払うべき重要な理由がある。自由や権利をただ覚えるのではなく、日常さまざまな自由の中から、人権と認められる自由の重要性を吟味する必要があり、そうした吟味を重ねていく中で、人権の重要性が理解され、人権に対する感覚も磨かれていくと思われる。また自由は、自身の権利や自由を要求したり主張するだけのものではなく、人びとが正当で当然だと思う自由に対し、我々は真剣で適切な関心を払う必要があることを自覚することが重要である。

## 7. デイビッド・セルビーとアマルティア・センの人権と義務

セルビーは、「人権」の普遍性には、より高次元の「道徳的な権利」としての意味も含まれ「われわれは、等しく人権を持っているだけではなく、人権によって課されている義務も等しく負っている」と言う。

他の人が人間としてのあなたに義務を果たすから、あなたは自分の権利を享受することができる。同様に、あなたが他の人に対する義務を果たすからこそ、他の人もその権利を享受できる…人権によって人びとに課される義務は、普遍的であり、特定の個人、グループまたは国民に限定されるものではけっしてない<sup>11)</sup>。

セルビーにおいては、要求を周りの人びとが正当だと納得する状況があって、人権が権利として要求できるのであり、また周りの人びとの正当な要求に対し、人権に対する義務を果たすのである。

一方センも先に述べたように、「ある自由が人権の一部とみなされるには、他の人びとが多くに関心をもち、その自由を促進するために何ができるかを考えるようになる必要がある」と述べている。それは、重要な権利の基礎となる自由が侵害される、または実現されないような事態が起こることは好ましくなく、自分たちが侵害の原因となっていなくても、自由を促進するためになすべきことを、当然誰もが考慮しなければならないと考えるからである。人びとがそれぞれの自由を守り促進するためお互い何をすべきか問うのは当然のことであるのである。

しかし、自由が侵害される事態が好ましくないことや自由を支援する理由は理解できても、我々は義務を果たすために実際に行動を起こすことは難しい。センは、その違いを乗り越えることの困難と倫理の飛躍について、次のように述べている。

ほかの人を支援する行動を起こす理由は簡単に理解できても、いざ実際に義務を果たすための行動を十分に検討するとなると、完全な倫理の飛躍のように思えるかもしれません。…その違いが実際にはつきりしてくるのは問題になっていることについて、論理の通ったかたちで十分に検討するだけでは済まず、そうした行動を起こすことが絶対的な義務になったときです<sup>12)</sup>。

人は、自由の必要性は理解できるが、義務を果たすための行動はなかなかとれない。しかし、まず我々に課される基本的な義務は、問題となるケースに関連した要因に留意しながら、倫理的に何をすべきか、自ら進んで真剣に検討することであろう。

センもそうした問いかけをすることの必要性こそが、倫理問題におけるより包括的な倫理づけの始まりとなると言い、例えば「人は人権に対してどのように関心を払うのが最も適切なのか」、「異なる人権のあいだでどう釣り合いをとり、それぞれの要求をどう統合すべきか」、「やはり倫理的な関心をもたなければならない他の問題と、人権の要求との兼ね合いをどうつけるか」、などの問を挙げている<sup>13)</sup>。センの理論を活かすためには、自由や人権侵害の問題を具体的に知り、その問題の責任はどこにあると理解するか、また自分とその問題はどうか、さらにある問題について過去に自分が実際に行動を起こした時はどのような状況だったのかなどを話し合い、問題を身近に理解するとともに、自分との関わりを主体的に深めていくことが必要だろう。

## 8. アマルティア・センの「完全義務」と「不完全義務」の考え方

先にセンが、自由が重要だとするならば人々はそれぞれの自由を守り促進する上で助け合うために何をすべきか問う義務があると述べた。他者を助けるための行動を起こすということに関しては共感の問題があり、人は共感によって、他者の関心や自由が、派生的に自分自身と関わるところがある。他者の痛みを感じ、助けるために行動を起こすことは、義務とは違うのだろうか？

センは他者の痛みを感じるという形での共感、痛みを感じ、深刻な逆境や欠乏に苦しんでいる人を助ける理由としては本質的なものではないといい、義務について次のようにいう。

ここでの基礎的な一般的義務は、他者の自由の実現を、その重要性と影響を考慮し、また、自分自身の置かれた状況とその予想される効果を考慮しながら、支援するために何を理に適った形で行なうことができるかを真剣に考えることでなければならない<sup>14)</sup>。

センは、他者の痛みを感じ助けるための行動を起こす直接的な共感、他者を助けるための行為に導くが、その理由から離れ、他者の自由の実現をその重要性と影響を考慮して、支援するために何を理に適った形で行なうことができるかを考えることこそが一般的義務であると捉える。また、そのような行為を実際に実行する際の義務については、簡単に答えが出るものではなく、自分はどのようにしてまたどのくらい強く、その理由を捉えなければならないのかという評価を含め、様々な理由を思いめぐらす必要があるという。

しかし多様な状況や条件に配慮し明確に定められていない義務については「自分には関係がない」と、全く義務がないことと混同してはならない。センは、それは、イマヌエル・カントが「不完全義務」と名づけた種類の義務であり、もっと十分に特定された「完全義務」の要請とも両立しうるものであると、カントの考えを引用する。

たとえば拷問されない権利はすべての人が拷問から解放される自由の重要性から生じるものです。しかし、そこにはさらに、「あらゆる人を拷問から解放するために、ほかの人は何ができるのかを考えなく

てはならない」という主張も含まれています。これは拷問をもくろむ人間が…自制して拷問を断念することを要求されるのです。それはイマヌエル・カントが「完全義務」と呼んだものとなって明確に現れます。また、それ以外の人々、つまり拷問をするつもりのない者にも責任が生じます。それはさほど明確なものではありませんが、「不完全義務」ということになります。どんな人であっても「拷問してはいけない」という非常に具体的な要求には、より一般的であり明確でない要請がともない、拷問を防ぐ方法や手段を考えて、人はそのために何をすればよいのか判断することを求めるものです<sup>15)</sup>。

重要なのは、加害を加えた者が果たす明確化された義務である「完全義務」と同様、「不完全義務」も人権を認めることと確実に関連しあっており、「不完全義務」も、人権を脅かされている人に適切な支援を施せる立場にいる人すべてに、真剣な考慮を求める要求が含まれていることである。センは、「不完全義務」について、特定の人が行わなければならない特別な行為として、「完全義務」を超えた倫理的な要求だと捉えている。

不完全義務を含めて、人のさまざまな義務が、明確にあるいはそれとなく考慮されなければならないのです。人権を認めることは、人権に関するあらゆる侵害を防ぐために、それがどこで起ころうと、世界中のすべての人が支援に立ち上がれ、という主張ではありません。むしろ、そうした権利の侵害を防ぐために役立つような立場にいる場合、そのような行動を考慮する義務があることを認めているわけです<sup>16)</sup>。

センの義務の考え方は、実際の事例について具体的に考えることがわかりやすいかもしれない。例えば、人権に対する責任として1964年にニューヨークのクィーンズで起きた、女性が襲われて殺され、その状況を他の人びとが各々のアパートからはっきりと見ていたのに、彼女を助けるために何もしなかったという事件があった。その事例を考えると、殺された女性の自由及び権利が侵害され、殺人者は襲撃や殺害に対して守るべき安全を侵害し「完全義務」に違反した。そして犠牲者を助けるために何ら行動しなかった人びとは、当然期待される救援に対する一般的な義務、そして「不完全義務」に違反したのである。こうした事例では、いじめ問題でも当事者と傍観者各々の責任などについて分析し、話し合いなどを通じて義務のあり方などについて深く考えていくことが必要であろう。

留意すべきなのは、いじめなどの問題を扱う際も、道徳的な共感や思いやりなどの道徳的な話し合いで解決しようとするのを避けることである。センは他者の痛みを感じるという形での共感、義務に関して本質的なものではないと言い、あくまでも他者の自由の実現と侵害、その重要性と影響を考慮し、支援するために何を理に適った形で行なうことができるかを考えることが一般的義務であると捉える。人権教育では、他者のどのような自由が侵害され、加害者の「完全義務」違反、傍観者の「不完全義務」違反などの意味を考え、実際の社会生活での義務のあり方とともに、他者の自由の実現やどのようにして再発を防ぎ、保障・支援を理にかなう形で行うことができるかを考えていくことが必要であろう。

## 9. おわりに

今までセルビーやセンの理論を中心に「権利」、「人権と自由・義務」について見てきたが、現代の社会生活と関わらせ「権利・人権」や「自由や義務」を理解させることは、きわめて大切なことであるといえよう。



さらに現代の社会生活において、人権について継続的に深く考えていくことは重要であるが、なかなか困難であり、どのようにすれば実現可能になるのだろうか？

それにはセンの、ある要求が人権として受け入れられるかどうかの妥当性を考える際の基準が参考になる。センは、他の倫理的な要求を評価するときと同様、人権として受け入れられるかどうかの妥当性は、情報にもとづいた公開の精査が必要になるという。

これらの倫理的な要求の位置づけは、最終的にそれが制約のない議論のなかで生き残れるかどうかにか左右されます。…「公共の論理」では、倫理的な要求を一般的に妥当とするか否定するかは、それが公共の精査でも生き残り、勢いを失わないかどうかにかかっています。同時に、情報を幅広く充分に得られるかという点にも影響されます<sup>17)</sup>。

センは、今まで紹介した「人権を定義づける理論」を社会倫理における主張であり、開かれた「公共の論理」つまり、情報にもとづいた公開の精査によって持続可能となるものであると述べる。その際、人権の妥当性を問うのに注意すべきなのは「公共の論理」の範囲を特定の社会だけに限定してはならないことである。すべての人類に適用することを目的としている人権の場合、普遍的なものにならざるをえないからである。人権に対する理解とその実現可能性は、人びとが国境を越えて繰り広げる公の場の理論と密接に関わっているのである。

身近な社会生活から権利を考えるには、法的権利にとどまらず、道徳・倫理的な権利や人権の理論としてアプローチしていくことが有効であり、デイビッド・セルビーとアマルティア・センの考え方が参考になると思われる。これらのアプローチを用い、人権と認めることから生じる義務のあり方を受けとめ、日本における人権の問題や状況はもちろん、世界における人権侵害の状況にも関心を持つことが重要である。その際、単なる理論ではなく、事例を通して人権を阻む原因の分析や解決策について、授業や公の場で話し合い、また日本や世界でそれを実現していく方法（人権法、社会運動、社会全体の承認、監視活動など）を獲得しながら、人権を実現していくための理論を深く継続的に進めていくことがこれからの人権教育に求められるであろう。

#### 引用注

- 1) 文部科学省『中学校学習指導要領（平成 29 年告示）解説・社会編』、平成 30 年、p.153
- 2) デイビッド・セルビー『ヒューマンライト』日本評論社 1988、p.9
- 3) 文科省道徳教材—『私たちの道徳』小学校 5・6 年、p.124
- 4) ユニセフ『わたしの権利みんなの権利』「欲しいものと必要なもの」国際連合児童基金、1993、pp.9～14
- 5) ユニセフ『わたしの権利みんなの権利』「対立する権利に関するマンガ」国際連合児童基金、1993、pp.39～41
- 6) デイビッド・セルビー『ヒューマンライト』日本評論社 1988、p.15
- 7) ユニセフ『わたしの権利みんなの権利』「対立する権利に関するマンガ」国際連合児童基金、1993、p.42
- 8) デイビッド・セルビー『ヒューマンライト』日本評論社 1988、p.11
- 9) アマルティア・セン『人間の安全保障』集英社新書 2006、p.145

- 1 0) 同 pp.147～148
- 1 1) デイビッド・セルビー『ヒューマンライト』日本評論社 1988、 p.11～12
- 1 2) アマルティア・セン『人間の安全保障』集英社新書 2006、 p.155
- 1 3) 同 p.139
- 1 4) アマルティア・セン『正義のアイデア』明石書店 2011、 p526
- 1 5) アマルティア・セン『人間の安全保障』集英社新書 2006、 p138～p139
- 1 6) 同 p.158
- 1 7) 同 p.170

#### 参考文献

- 1) 全国民主主義教育研究会編『続・手に取る公民・現代社会教材』地歴社、1999、 p41～47
- 2) 杉浦正和「人権概念を深める－権利教育のあり方と概念の誕生、その発展－」教員研究紀要芝浦工業大学中学高等学校、2018
- 3) 杉浦正和「侵すことができない権利」から「離すことができない権利」へ－権利と責任のバランスがとれた人権教育に向けて－ 教員研究紀要 芝浦工業大学中学高等学校 2011

#### 参考資料：

- ユニセフ『わたしの権利みんなの権利』「欲しいものと必要なもの」  
ユニセフ『わたしの権利みんなの権利』「対立する権利に関するマンガ」

活動1 「欲しいものと必要なもの」







「欲しいもの・必要なもの」カード

	
栄養のある食べ物	清潔な水
	
テレビ	自転車
	
自分の意見を述べ、それを聞いてもらう機会	病気やケガをした時、治療してもらうこと

11

活動1 「欲しいものと必要なもの」


「欲しいもの・必要なもの」カード

	
自分の部屋	お菓子
	
差別されないこと	教育
	
自由に使えるお金	旅行

12

活動1 「欲しいものと必要なもの」



「欲しいもの・必要なもの」カード

	
心地よい住居	自分の信じる宗教をもつこと
	
パソコン	最新流行の服
	
きれいな空気	虐待されたり放置されないこと

13

活動1 「欲しいものと必要なもの」

「欲しいもの・必要なもの」カード

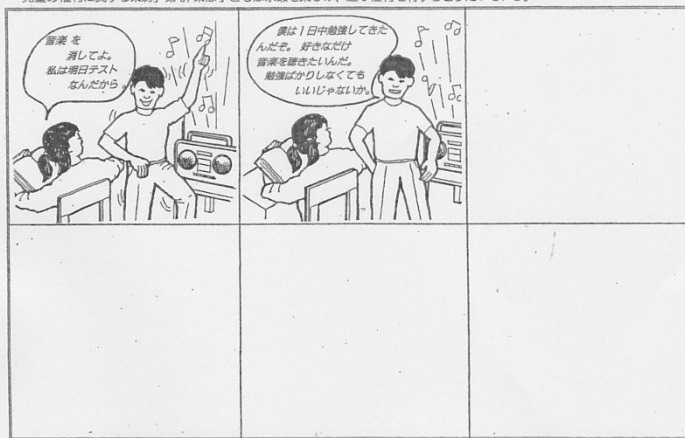
	
携帯ラジオ	運動場とレクリエーション・センター

14

活動 6 「対立する権利」に関するマンガ

マンガ No.1

「児童の権利に関する条約」第 28 条は子どもは教育を受ける権利を有するとうたっている。  
 「児童の権利に関する条約」第 31 条は子どもは余暇を楽しみ、遊ぶ権利を有するとうたっている。



活動 6 「対立する権利」に関するマンガ

マンガ No.2

「児童の権利に関する条約」第 12、13 条は子どもは意見を表明し、情報を得る権利を有するとうたっている。  
 「児童の権利に関する条約」第 18 条は両親は子どものしつけと成長について、共同して、第一義の責任を有するとうたっている。



活動 6 「対立する権利」に関するマンガ

マンガ No.3

「児童の権利に関する条約」第 24 条は子どもは環境汚染も考慮に入れながら到達可能な最高水準の健康を享受する権利を有するとうたっている。  
 「児童の権利に関する条約」第 27 条は子どもは心身の発達にふさわしい生活水準を享受する権利を有するとうたっている。

